平成２７年（フ）第１６９７号
愛知県瀬戸市東茨町36番地の19
破産者　合同会社建設製図工房
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０９８号
大阪市中央区南船場１丁目３番14号
破産者　有限会社ネットワークコミュニケーションズ
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６６４号
大阪府八尾市志紀町２丁目195番地
破産者　有限会社オキソー
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６６６号
札幌市西区発寒十六条４丁目６番10号
破産者　株式会社石狩水産
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４１７号
大阪市中央区北新町３番11号
破産者　有限会社ビーアール
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８２号
大阪府東大阪市川俣３丁目２番31号
破産者　株式会社ウエノ紙工
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５７３号
大阪府八尾市東山本新町８丁目８番３号
破産者　有限会社エムケイシー
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５９５号
大阪府茨木市東太田３丁目１－８
破産者　有限会社アーク
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６８号
兵庫県姫路市亀山２丁目43番地
破産者　有限会社明徳海運
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３１８号
奈良県桜井市大字桜井737番地
破産者　奈良ロジスティクス株式会社
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第４７１号
北九州市若松区南二島２丁目２番30号
破産者　サンエスエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成28年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８９号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野１丁目33－４
破産者　株式会社ＮＡＭＩＲ
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５１号
茨城県龍ケ崎市佐貫町354番地の８
破産者　有限会社ノグチフードサービス
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目23番３号
破産者　株式会社Ｐｅａｒｌ　ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２４号
神奈川県横須賀市野比３丁目17番８－103号
破産者　首藤　　武
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２２号
石川県七尾市下町戊部５番地10
破産者　有限会社川部鉄筋工業
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２７年（フ）第２５０号
三重県四日市市あかつき台３丁目１番地126
破産者　伊藤　壽子
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
宮崎県延岡市妙見町3922番地１
破産者　有限会社国土開発
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６７号
栃木県栃木市城内町１丁目15番１号　城内市営住宅Ｒ－1109号
破産者　中橋　房子
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第８１７号
さいたま市浦和区常盤３丁目18番19号　正栄ビル402号
破産者　佐藤　秀美
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
埼玉県熊谷市上須戸1089番地４
破産者　サルバシヨン　グローリージン
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２３７号
名古屋市中川区高畑４丁目165番地、従前の住所名古屋市中区門前町１番60号（アーバニア大須504号）
破産者　磯村　知希
1　決定年月日　平成28年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部